

[事案 30-286] 新契約無効請求

・令和元年7月24日 裁定終了

※本事案の申立人は、[事案 30-303] の申立人と同一人である。

また、[事案 30-285] [事案 30-302] の申立人の配偶者である。

<事案の概要>

契約時、募集人から、減額でデメリットが生じることの説明を一切受けていないこと等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成27年8月に乗合代理店から契約した終身保険について、以下の理由により、契約を無効とし、既払込保険料を返してほしい。

- (1) 契約時、保険料の変更（減額）等でデメリットが生じる旨の説明を一切受けていない。
- (2) 募集人は、契約時、本契約が減額可能であること、減額した場合に支払い蓄積分を減額した新たなコースに振り分けることが可能な旨を説明した。そして、高額コースから低額コースへの変更は可能だが、低額コースから高額コースに変更することは不可能なため、最初は高めで契約すべきと勧められた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集資料には、減額が一部解約になることの説明および中途解約に伴う解約返戻金が低い水準に抑えられていることの説明が記載されており、募集人は、複数回の面談を実施し、募集資料に沿って重要事項および減額（一部解約）のデメリットを説明した。
- (2) 本契約は比較的高額な保険料が設定されており、申立人からも、収入が減少した場合に払えなくなることについて懸念が示された。そのため、募集人は、保険料を将来的に減額する場合、減額が一部解約になること、減額のタイミングにより返戻率が異なること、特に払込期間中の減額は相当程度に低い返戻率であること等の減額のデメリットについて、設計書等を示しながら何度も念入りに説明した。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人、申立人配偶者および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約時、申立人は減額に関する仕組みについて誤信したとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。